

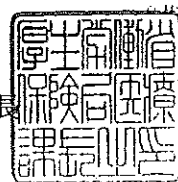


保医発第0930005号
平成20年9月30日

地方厚生（支）局長
地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」等の適用等について

本日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（厚生労働省告示第468号）等（以下「改正告示」という。別添1改正告示一覧参照。）が公布され、平成20年10月1日から適用されるところである。

改正告示の内容等については以下のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、支払審査機関等に対し、周知徹底を図られたい。

記

1 改正告示の内容

現在、保険医療機関等が地方社会保険事務局に対して行っている診療報酬の施設基準に係る届出、入院時食事療養及び入院時生活療養に係る届出、訪問看護療養費に係る届出等（以下「届出等」という。）については、平成20年10月1日以降、届出等を行う保険医療機関等の所在地を管轄する地方厚生（支）局長に対して行うものとする。また、当該所在地を管轄する地方厚生（支）局の分室がある場合には、当該分室を經由して行うものとする。

2 改正告示に伴う届出等の取扱いについて

(1) 平成20年10月より前に行われた届出等の取扱いについて

改正告示の適用前に地方社会保険事務局長に対してされている届出等については、改正告示適用後は、適用後の関係告示に基づき、地方厚生（支）局長に対してされたものとみなすものとする。

(2) 平成20年10月における施設基準等の届出に関する手続きについて

診療報酬等の算定に必要な保険医療機関等の届出時における要件審査等の業務について、地方社会保険事務局から地方厚生（支）局への移管を円滑なものとするため、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成20年3月5日保医発第0305002号）、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成20年3月5日保医発第0305003号）、「入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（平成18年3月6日保医発第0306010号）及び「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（平成14年保医発第0308009号）について、別紙2のとおり改正し、平成20年10月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。

改正告示一覧

- 1 診療報酬の算定方法の一部を改正する件（厚生労働省告示第468号）
- 2 基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（厚生労働省告示第469号）
- 3 特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（厚生労働省告示第470号）
- 4 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（厚生労働省告示第471号）
- 5 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第472号）
- 6 厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件（厚生労働省告示第473号）
- 7 入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第474号）
- 8 入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等の一部を改正する件（厚生労働省告示第475号）
- 9 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件（厚生労働省告示第476号）
- 10 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件（厚生労働省告示第477号）
- 11 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（厚生労働省告示第478号）
- 12 健康保険法第六十五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第479号）

- 1 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成20年3月5日保医発第0305002号）の第2の7中「同月1日に遡って算定することができるものとする。」を「同月1日に遡って算定することができるものとする。また、平成20年10月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。」に改める。
- 2 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成20年3月5日保医発第0305003号）の第2の7中「同月1日に遡って算定することができるものとする。」を「同月1日に遡って算定することができるものとする。また、平成20年10月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。」に改める。
- 3 「入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（平成18年3月6日保医発0306010号）の第2の7中「同月1日に遡って算定することができるものとする。」を「同月1日に遡って算定することができるものとする。また、平成20年10月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。」に改める。
- 4 「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（平成14年保医発第0308009号）の第2の7中「同月1日に遡って当該療養費を算定すること。」を「同月1日に遡って当該療養費を算定すること。また、平成20年10月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。」に改める。

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
(平成20年3月5日保医発第0305002号)の一部改正について

改 正 後	改 正 前
第2 届出に関する手続き 7 各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合 は、翌月の1日からの開片の最初の月に要件審査を算定する。 また、月によっては当該月の1日から算定する。なお、平成20年4 月14日までは当該月の提出が行われ、同月1日に要件審査 に遡って算定することとする。	第2 届出に関する手続き 7 各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合 は、翌月の1日からの開片の最初の月に要件審査を算定する。 また、月によっては当該月の1日から算定する。なお、平成20年4 月14日までは当該月の提出が行われ、同月1日に要件審査 に遡って算定することとする。

改 正 前	改 正 後
第2 届出に関する手続き 7 4 に定めるもののほか、各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の1日から当該届出に係る診療報酬を算定する。また、月の最初の開庁日の1日から算定する。なお、平成20年4月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することとする。	第2 届出に関する手続き 7 4 に定めるもののほか、各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、また、月の最初の開庁日の1日から算定する。なお、平成20年4月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することとする。また、平成20年10月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することとする。

「入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて」
 (平成18年3月6日保医発0306010号)の一部改正について

改 正 後	改 正 前
第2 届出に関する手続き 7 各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合 は、翌月の1日からの最初の開片日に要件審査を終え、届出を算定す る。また、場合によっては当該月の1日から算定する。なお、平成20 年4月14日までに届出の受理が行われたものについては、同月 1日に遡って算定する。また、平成20年10月14日までに届出の受理 が行われたものについては、同月1日に遡って算定することとする。	第2 届出に関する手続き 7 各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合 は、翌月の1日からの最初の開片日に要件審査を終え、届出を算定す る。また、場合によっては当該月の1日から算定する。なお、平成20 年4月14日までに届出の受理が行われたものについては、同月 1日に遡って算定することとする。

「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」
(平成14年保医発第0308009号)の一部改正について

改 正 後	改 正 前
第2 届出に関する手続き 7 当該届出に係る算定に当たっては、各月の月末までに受理した場合は、当該月の14日までに届出の提出が行われたり、同月末日までに要件審査を終えて当該療養費の算出が行われたり、同月末日までに要件審査を終えて算定することとする。	第2 届出に関する手続き 7 当該届出に係る算定に当たっては、各月の月末までに受理した場合は、当該月の14日までに届出の提出が行われたり、同月末日までに要件審査を終えて当該療養費の算出が行われたり、同月末日までに要件審査を終えて算定することとする。